

事務連絡
令和6年9月5日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

既存住宅を対象とした省エネ性能表示制度の運用の準備について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省住宅局より「既存住宅を対象とした省エネ性能表示制度の運用の準備」について、別紙の通り周知依頼がありました。

今般、既存建築物における省エネ性能表示を推進する観点から、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルを表示することが困難な既存住宅において、省エネ性能の向上に資する部位(断熱性の高い窓や、高効率の給湯器など)を有している旨を表示するためのラベル「省エネ部位ラベル」を検討・策定し、対応する改正告示の公布及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドラインの改定がされました。省エネ部位ラベルの運用開始は令和6年11月1日を予定しており、同時期までに省エネ部位ラベルの作成プログラムの公表が予定されています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添1_国交省事務連絡文

別添2_官報

別添3_建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度
ガイドライン_R6.8改定

別添4_パブリックコメントへの回答

参考資料_建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度について

本件に関する問合せ先：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

電 話：03-5253-8111（内線39474、39459）

担 当：課長補佐 井波、係長 尾内

ガイドラインの公開先：<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>

以上

【担当】事業部 本多

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigy@zenken-net.or.jp